

## 概要

令和3年7月28日

内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議御中

### 意見書・子供の貧困対策および支援体制の大幅な拡充について

末富 芳（日本大学）

●再掲：昨年度も意見書に記載した事項

○新規：今年度新たにお願いする事項

#### 1. 急がれる児童手当・児童扶養手当の拡充

- (1) 低所得子育て世帯への児童手当加算と高校生世代への延長給付（●再掲）
- (2) 児童扶養手当のふたり親困窮世帯支給、所得制限緩和・支給額拡充（●再掲）
- (3) 低所得子育て世帯生活支援特別給付金の計画的支給（○新規）
- (4) 生活保護制度の基礎自治体における水際作戦の改善、緊急小口資金貸付、総合支援資金貸付等の貸し渋り対策（○新規）

#### 2. 子ども・若者の命を守る支援

- (1) 子ども・若者の虐待相談体制・保護体制の早急な拡充を（●再掲）
- (2) 実効性の高い子ども・若者の自殺対策を（●再掲）
- (3) 衣食住を支えるための現物給付や生活支援の拡充を（●再掲）

#### 3. 子ども・若者の学びを守る支援

- (1) 就学援助の所得制限の緩和と国庫負担、高校進学者のための入学準備金の就学援助支給（●再掲）
- (2) 高校生等奨学給付金の上乗せ支給を（●再掲）
- (3) 大学・専修学校の受験料および入学金支援制度の改善、児童養護世帯・生活保護世帯や低所得世帯を対象とした特別選抜等の拡大による実質的平等の実現を（○新規）
- (4) 学習支援の必須事業化、国庫補助率の拡充を（●再掲）
- (5) 要支援度の高い学校への教員加配、SSW・SC常勤化による学校プラットフォーム／チーム学校体制の充実（●再掲）
- (6) 高校生のための学校プラットフォーム／チーム学校体制の拡充（●再掲）
- (7) 文部科学省調査における保護者の社会経済的地位（SES）や子どもの貧困関連設問・尺度・軽視の早急な改善を（○新規）

#### 4. 子どもの貧困対策の抜本的な財源・組織体制拡充

(1)子どもの貧困対策のための財源確保を（○新規）

(2)子どもの貧困対策を支える人材の確保（●再掲）

①スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの常勤化・待遇改善と適格者確保

②生活保護制度等の支援制度の適切な運用や生活再建支援のための自治体常勤公務員・ケースワーカー増員を（○新規）

(3)子供の貧困対策等を重点化するための行政組織（いわゆる子ども庁）の設置に際しては、子どもの権利実現のための基本法、専任大臣設置・財源拡充・人員拡充の実現を（○新規）

令和3年7月28日

内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議御中

## 意見書・子供の貧困対策および支援体制の大幅な拡充について

未富 芳（日本大学）

新型コロナウイルス感染症により経済・社会活動や子ども若者への支援活動、学校教育活動が停滞を余儀なくされています。

とくに生活困窮世帯の子ども、若者に対する支援は、衣食住のベーシックニーズを支え、栄養失調や虐待を予防・改善し、安心して学習に専念したり、進学を断念することのない、子どもにとって安全・安心な日本社会を実現するためにも政府において取り組まれるべき最優先事項です。

以下、1. 急がれる児童手当・児童扶養手当の拡充、2. 子ども・若者の命を守る支援、3. 子ども・若者の学びを守る支援、4. 子どもの貧困対策の抜本的な財源・組織体制拡充について、意見を申し述べます。

なお要望事項の中には昨年度、意見書を提出したにもかかわらず、政府において進展がないものも多く、国家として最優先で取り組まれるべき政策の一つが子どもの貧困対策であることを、あらためて強調し、迅速なお取組みをお願いいたします。

- 再掲：昨年度も意見書に記載した事項
- 新規：今年度新たにお問い合わせ事項

### 1. 急がれる児童手当・児童扶養手当の拡充

沖縄県による「沖縄子ども調査」では、1歳児世帯の36%、5歳児世帯の39%に減収があったことがわかっています(p. 2, 図 1)。とくに低所得世帯ほど影響を受けた世帯が多かったことがわかっています。

これは沖縄県にとどまる現象でなく、全国的な現象であることが推定され、国として一刻も早い実態解明をいただくとともに、子どもの衣食住・ライフラインを支えるための現金給付を可能な限り早期に拡充してください。

新型コロナウイルス感染症流行の前から、わが国では、子育て世帯（子供がある全世帯）の16.9%に「食料が買えない経験」があり、ひとり親世帯では34.9%と一そう高くなる厳しい状況が存在しました（「子供の貧困対策に関する大綱」令和元年閣議決定）。

その要因はコロナ禍前からの、わが国の所得再分配の失敗があります。子どもおよび子育て世帯に厳しく、改善の兆しすら見えない少子化の根本要因でもあります。食事すらままならず、栄養失調やそれに起因する学習意欲の低下、生きる意欲すら維持することすら難しくなりつつある子ども若者たちの状況を一刻も早く改善するためにも、最優先事項として児童手当、児童扶養手当の拡充をお願い申し上げます。

### 3-3 世帯収入への影響

減収があった世帯が、1歳児で約36%、5歳児では約39%となっています。経済状況別では、低所得層ほど影響を受けた割合が高いことも見えます。

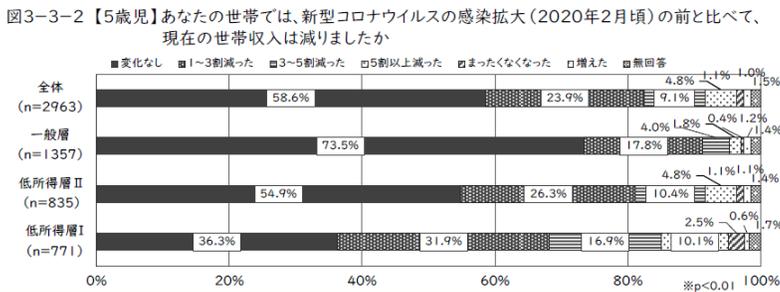
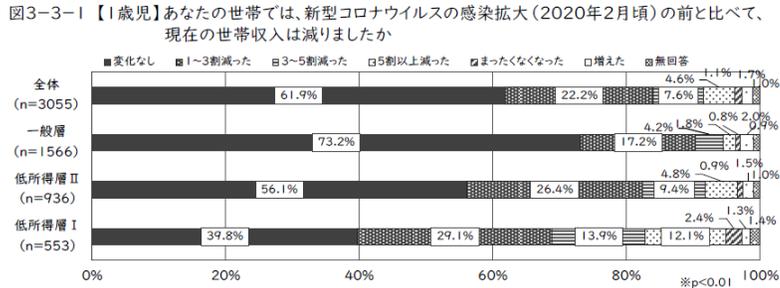


図 1 沖縄県子ども生活福祉部,2021,「令和2年度沖縄子ども調査・未就学児調査概要版」(令和3年6月1日),p.33

#### (1)低所得子育て世帯への児童手当加算と高校生世代への延長給付 (●再掲)

子どもの貧困問題の根本的な改善のためには、子育て世代への所得再分配を改善することがもっとも重要な政策であり、児童手当・児童扶養手当の低所得世帯への増額や所得制限の緩和が具体的な政策手段となります。

児童手当につきましては、子ども・若者支援および生活困窮者支援に取り組む13団体からなる「コロナ禍 子ども若者のいのちと生活・学びを守ろう！」実行委員会が共同提言に示した通り、低所得層への加算、高校生世代への延長を要望いたします(図2)。

| 低所得子育て世帯への切れ目のない経済支援～児童手当の加算と高校生世代への延長給付～ |         |         |         |         |         |                |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|
| 年収目安(※)                                   | 0歳～2歳   | 3歳～小学生  |         | 中学生     | 高校生世代   | 大学・<br>専門学校生   |
|   |         | 第1子・第2子 | 第3子以降   |         |         |                |
| 約270万円以下<br>(非課税)                         | ¥35,000 | ¥30,000 | ¥35,000 | ¥30,000 | ¥30,000 | 高等教育の<br>無償化制度 |
| 約380万円以下                                  | ¥25,000 | ¥20,000 | ¥25,000 | ¥20,000 | ¥20,000 |                |
| 児童手当                                      | ¥15,000 | ¥10,000 | ¥15,000 | ¥10,000 | ¥10,000 |                |

※両親・子ども2人の場合の年収目安

図 2 「コロナ禍 子ども若者のいのちと生活・学びを守ろう！」実行委員会,2021,「共同提言」より

児童手当を低所得世帯に対し子ども 1 人あたり 2 万円～3.5 万円に増額し、高校生世代まで延長することで、子どもの衣食住やライフラインなどのベーシックニーズを充足し、絶対的貧困に陥ることが防止でき、子ども若者の心身の健やかな成長を支えることが可能になります。

## (2)児童扶養手当のふたり親困窮世帯支給、所得制限緩和・支給額拡充（●再掲）

児童扶養手当のふたり親困窮世帯支給も急がれます。我が国の子どもの貧困人口は、2016 年推計ではひとり親世帯 78.2 万人に対し、ふたり親世帯 192.7 万人と多く、保護者の数で子どもが受けられる公的支援が差別されています(周燕飛, 2019, 「子どもの貧困と親への就業支援」内閣府子どもの貧困対策に関する有識者会議・第 12 回資料)。

すべての貧困状態の子どもの心身の健康と成長を支えるためにも、児童扶養手当のふたり親困窮世帯支給を早急の実現ください。

あわせて子どもの貧困の実態に照らし合わせ、現行のひとり親世帯への児童扶養手当の所得制限緩和についても、全部支給の所得要件を年収 200 万円、一部支給の要件を年主 400 万円に拡充、支給額についても第 2 子・第 3 子加算の倍増等、厳しい生活実態に見合った改善が必要です。

## (3)低所得子育て世帯生活支援特別給付金の計画的支給（○新規）

この 7 月にも、ふたり親困窮世帯に対し低所得子育て世帯生活支援特別給付金が支給完了となる見通しであること、内閣府はじめ政府関係者のみなさまに厚く御礼申し上げます。住民税非課税世帯等に対する申請不要のプッシュ型支援が行われたことも、わが国の子どもの貧困対策スキームの画期的進化といえ、高く評価できます。

いっぽうで経済停滞の長期化の中で、子どもの体重減少も残念ながら継続化してしまっており、とりわけ貧困状態の子どもの体重が減少してしまう夏休みにぎりぎり支給が間に合ったことの意味は大きいと考えます。

しかしながら、春休み、新学期等、家計に現金が必要な時期に間に合わなかったことも見逃すことのできない状況です。

2021 年度につきましては年末（12 月）、新学期（3 月）の、低所得子育て世帯生活支援特別給付金の計画的継続的支給をお願い申し上げます。家計にもっとも現金が必要な時期にあわせた現金支給が、子どもの生命や進学を支えます。

オリンピック開催の中で、わが国最大の経済圏である首都圏での緊急事態宣言発令により、経済社会活動の回復にはなお時間がかかる状況でもあります。少なくとも、今年度の特別給付金の計画的支給は、貧困世帯の子どもたちへの安全・安心な生活の実現のために必要であり、強く要望いたします。

#### (4)生活保護制度の基礎自治体における水際作戦の改善、緊急小口資金貸付、総合支援資金貸付等の貸し渋り対策（○新規）

基礎自治体での生活保護制度の水際作戦や、緊急小口貸付制度等の貸し渋り等が、新型コロナウイルスパンデミック開始後 1 年半以上経過しても、全面的に改善されていない実態があります。

早急な改善を要求します、政府のコールセンターを設置し、該当自治体を明確化し、政府による自治体名公表や是正指導も行うべきです。

なお、厚生労働省の緊急小口資金貸付、総合支援資金貸付の利用件数は、住民税非課税世帯の償還は免除される方針を示していただいたことも重要なお判断であり関係者のご尽力に感謝申し上げます(厚生労働省社会・援護局地域福祉課・令和3年3月16日事務連絡)。社会経済活動の停滞が長期化するようであれば、償還免除となる期間を延長する措置もお願い申し上げます。

## 2. 子ども・若者の命を守る支援

### (1)子ども・若者の虐待相談体制・保護体制の早急な拡充を（●再掲）

厚生労働省における「子どもの見守り強化アクションプラン」や児童相談所相談専用ダイヤルの無料化などの施策が進んでいます。民間支援団体との連携が重視されている点も重要です。

あらためて子どもの緊急保護の体制を、昨年度に引き続きお願い申し上げます。一時保護施設や委託里親等の拡充、若者保護シェルターの公的設置・公的支援の拡充がニーズに追い付かない状況が継続しています。

子ども・若者の生命安全保障のためには、家庭における虐待の被害当事者が、生命の危険を感じたり、保護者に家を追い出されるなどしたときに、安全な保護を受けられる施設が必要です。

児童向けの一時保護施設や委託里親等の拡充、また政策として手薄である若者の保護シェルターの公的設置や、シェルター活動を行う団体への公的支援の充実をお願い申し上げます。

### (2)実効性の高い子ども・若者の自殺対策を（●再掲）

警察庁・厚生労働省・文部科学省の統計によれば、2020（令和2）年度に自殺した小中高生は499人と統計開始以来、過去最悪でした。

子ども・若者の自殺対策は大人の自殺対策にくらべて立ち遅れており、早急な政策が必要です。

とくに、経済活動停滞の長期化にともなう進路不安や、保護者や自身の所得低下による生活不安・家族間の虐待の深刻化、新型コロナウイルス感染拡大の長期化や友人との交流もままならない生活におけるストレスなど、困窮層ほど子ども・若者の生命安全を取り巻く状況は日々厳しさを増しています。

必要な支援策としては、前述した保護体制のほかに相談体制の充実があげられます。

学校プラットフォーム体制の中でのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職による相談体制の充実とともに、オンラインでの相談など、子ども・若者の悩みや相談をキャッチする多様なアクセスポイント拡充が必要となります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常勤化や配置拡充も急がれます。

また文部科学省では児童生徒が SOS を伝えるための教育も重視しておられますが、信頼関係のある教員からの指導でなければ、逆効果にもなります。

教員だけではなくスクールカウンセラーや実績ある民間支援団体による、SOS 発信の方法や相談窓口の利用方法などの学校プラットフォーム・チーム学校体制を活かし、児童生徒を相談につなげることが必要です。

### (3)衣食住を支えるための現物給付や生活支援の拡充を（●再掲）

衣食住を支えるための現物給付や生活支援の拡充をお願い申し上げます。

子ども食堂、フードバンクや子ども宅食等については、厚労省・内閣府等での政策拡充が行われており、地域差・自治体差を可能な限り少なくできるよう、空白自治体への働きかけや自治体ニーズにも沿った制度運用を引き続きお願い申し上げます。

とくに夏休みは、貧困世帯の子どもの体重減少が発生する時期でもあり、特別給付金支給実績のある世帯への食糧配布など、緊急支援も必要です。

また、国土交通省が所管する住宅確保要配慮者居住支援協議会の取り組みを引き続き拡大することも重要です。この際、低所得者向けの住宅政策の拡充、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）と自治体の生活困窮者自立相談窓口と連携した生活再建支援も引き続き必要です。

これらのフロントラインでの業務に従事する自治体職員や民間非営利法人職員の増員が可能となるための人件費・事務費の国庫補助も重要です。

### 3. 子ども・若者の学びを守る支援

#### (1) 就学援助の所得制限の緩和と国庫負担、高校進学者のための入学準備金の就学援助支給（●再掲）

新型コロナウイルスは、日本にとっても国難といえる社会的な災害であり、大規模災害時と同様に就学援助の国庫補助率を 100%にし、児童生徒の学びを支える必要があります。

同時に小泉純一郎政権において就学援助費が一般財源化されて以降、基礎自治体間の就学援助の所得基準に大きな格差が出てしまっており、子どもの生まれ育つ地域によって同じ所得水準でも支援対象となる世帯とならない世帯が分断されてしまっています。

国庫負担化とあわせて、就学援助制度の対象となる所得制限を生活保護基準の 1.5 倍等に一律改善（さらなる所得制限緩和は基礎自治体の裁量により実現可能な仕組み）とし、より多くの児童生徒が安心して学び続けられる仕組みを整備すべきです。

あわせて、高校進学者の入学準備金は進学前の就学援助に含まれておらず、経済的理由により制服や学用品が準備できないために、不登校等の原因となりかねません。基礎自治体での就学援助に高校入学準備金を含める措置も必要です。

#### (2) 高校生等奨学給付金の上乗せ支給を（●再掲）

高校進学後の高校生等奨学給付金の上乗せ支給も必要です。

平成 30 年度からは、民間の試験等を活用し基礎学力の定着を目的とした「高校生のための学びの基礎診断」が国の制度として開始されたところですが、国はいまだにその活用や費用負担、公的補助の実態すらあきらかにしていません。

早急な調査と低所得世帯の負担増に見合った高校生等奨学給付金の増額が必要です、

あわせて GIGA スクール構想は高校段階でも推進されており、デジタル端末購入費の自己負担や通信料などの家計負担も増大しています。

また高校段階では来年度より本格実施される新学習指導要領において推進される探究型の学習活動のために、活動経費や学習経費の家計負担の拡大も懸念されます。

これらの高校での学びに必要な経費を、国として低所得世帯の若者に支給することを急いでください。

#### (3) 大学・専修学校の受験料および入学金支援制度の改善、

児童養護世帯・生活保護世帯や低所得世帯を対象とした特別選抜等の拡大による実質的平等の実現を（○新規）

文部科学省「大学入試のあり方に関する検討会議・提言」（令和 3 年 7 月 8 日）では、低所得層の民間資格試験等の受験料の減免、交通費負担の少ないオンライン試験の導入、地理的経済的格差を解消するための共通テスト高校会場の設置等の必要性等が指摘されています。

また、「入学時の学生納付金の負担が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予、分納、免除及び減額等の柔軟な配慮を積極的に講じ、具体的な納付時期や配慮措置を募集要項等に明確に記述するよう、文部科学省から引き続き各大学に求めるとともに、志願者の進路選択に生かす観点から、各大学の取組の実態を定期的に把握し、分かりやすい形で公表すべきである」(p. 35)、受験料の公的な貸し付け制度の活用(日本学生支援機構・入学時特別増額貸与奨学金や都道府県・社会福祉協議会・生活福祉資金貸付制度)、都道府県移管された高校奨学金事業の活用が記載されています。

大学・専修学校進学時の受験料・入学金については高等学校就学支援制度(いわゆる高校無償化)と高等教育の修学支援新制度(いわゆる高等教育の無償化)の制度的な「切れ目」の中で、受験時・入学時の必要なときに進学資金が受験生・家計にないという深刻な課題を発生させています。

民間試験実施団体、都道府県・日本学生支援機構・社会福祉協議会の取り組み体制を早急に構築しなければ、今年度の受験に間に合いません。

文部科学省だけでなく、内閣府等関連省庁含め、政府をあげた協力要請や必要な支援措置をお急ぎください。

また、文部科学省の入試実態調査により、個別の大学入試においては「地理的・経済的事項のある志願者等のための様々な優れた特別選抜等の取組事例(例:児童養護施設の入所者を対象として検定料・入学金・学納金を免除した選抜区分の設定、児童養護施設の長の推薦による選抜、地方出身者・離島出身者を対象とした公募型推薦入試、進学第一世代を対象とした奨学金、昼間のキャンパスでの勤務を前提とした夜間学部の総合型選抜、難民を対象とした選抜区分の設定等)が明らか」にされました(p. 35)。

子どもの貧困対策の観点からは、受験生の多様な経済的社会的背景を考慮した「実質的な公平性」の確保という新たな原則が確立された点が、今回提言の最重要の内容になります。困難な状況にあっても進学を志望する受験生のための特別選抜等の取り組みの調査・公表および、こうした入試形態の普及のための個別大学への支援含め、政府をあげた取り組みをお願いいたします。

また一連の高大接続改革と称される不透明な政策決定については、内閣府子どもの貧困対策に関する有識者会議委員として、文部科学省を批判せざるを得ません。

貧困状態の子どもの不安を顧みず、低所得世帯補助も予算化せず英語民間試験・記述式試験の共通テスト導入を強行しようとした文科行政とくに歴代大臣以下関係閣僚・幹部は、二度と同じ轍を踏まぬよう、教育基本法第4条および子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条に定める教育の機会均等の原則を、わが国においてすべての子ども・若者に実現すべきものと肝に銘じ、職務遂行してください。

#### (4)学習支援の必須事業化、国庫補助率の拡充を（●再掲）

東日本震災の経験からは、学校での丁寧な指導に加え、NPO 等の継続的な学習支援活動が、児童生徒の学力だけでなく学びを支える学習意欲の拡充に効果があったことが指摘されています(柴山 2014)。

また阪神淡路大震災以降のわが国の数々の災害経験からは、災害長期化の中で、家庭の経済格差や児童生徒の心理上の問題も長期化し継続支援が必要であることも指摘されています(柴山 2014)。

学校の教職員が異動したとしても、継続的に関わり続けるコミュニティに根差す学習支援団体への補助を拡充することにより、日本全国の深刻な状況にある子ども・若者の学びと成長を継続的に支えることが可能になります。生活困窮者自立支援事業等を通じ、地域に根差し子ども・若者を支える学習支援団体への支援拡充が必要です。

生活困窮者自立支援制度の学習・生活支援事業がすべての地域に必要な子どもたちに実施されるよう、必須事業化、国庫補助率を 1/2 から 2/3 に拡充いただくようお願い申し上げます。

#### (5)要支援度の高い学校への教員加配、SSW・SC 常勤化による学校プラットフォーム／チーム学校体制の充実（●再掲）

すでに小学校 35 人学級が順次実施されつつあり、骨太方針においても中学校 35 人学級の実施が明記されました。感染症対策としてだけではなく、教員の多忙化や自治体間のクラスサイズ格差を改善し、すべての児童生徒に丁寧なかかわりを通じた質の高い教育を実現していくうえで重要です。

また、日本では形式的平等だけが重視され、低所得層の多い学校への教員加配は法令化されていません。しかしすでに要保護・準要保護率の高い学校での学校事務職員の政令加配は実現されており、法令での教員加配も検討されるべきです。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職についても要支援度の高い学校（要保護・準要保護率、特別支援教育・通級指導、日本語指導が必要な児童生徒数の多い学校等）からの配置拡充と常勤化をお願い申し上げます。

このほかに、人口流動性の高い地域、所得格差が大きい地域などにおいても、教員が指導に困難をきたす場合も多いことから、政府として教員・専門職等を優先配置をすべき学校を例示したうえで、基礎自治体で教員の配置計画を作成し、要支援度の高い学校が多く存在する基礎自治体に対して手厚い教員増員を任命権者（都道府県政令市）が実施するなどの施策が急がれます。

困難な子ども・若者に対し、より手厚い教育条件整備を行わなければ、児童生徒間の教育条件の格差が今以上に拡大してしまいます。

国立学校や私立学校についても、要支援度の高い児童生徒を受け入れている場合の公費助成を手厚くするなどの支援策により、設置形態にかかわらず少人数指導体制が必要な学校・学級から実現していくことが必要です。

国際的にみても異常な状況にある教員の長時間勤務のもとでの指導体制は、教員が一人ひとりの児童生徒の課題を発見し丁寧に寄り添うことを難しくしているだけでなく、児童生徒が自分自身の悩みごとなどを教員に相談しやすい環境からも程遠く、学校プラットフォームが機能するうえでの障壁となっています。

子どもの貧困対策の観点からは、「子供の貧困対策に関する大綱(令和元年度閣議決定)」にも示されているように「家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすること」(p.4)、「家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する」(p.8)が重要とされています。

特に自治体の子どもの貧困実態調査からは、貧困状態の子どもほど、家庭での学習環境や学習時間に恵まれず、小学校低学年段階から授業が分からないという児童生徒の比率が高いことも判明しています(末富芳, 2019, 内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議・提出資料, 2019年5月13日)。

またあわせて障害を持つ子ども・若者や家族、外国につながる世帯、日本語指導が必要な子ども・家族の所得や進学状況も調査検証し、子どもの貧困対策問題としても取り組みを進めていくことが必要です。

困難な状況の児童生徒に、手厚い支援を行うためにも、義務標準法や定数法に定める教員の配置基準見直し、支援員配置、SC・SSWの配置などの基準を、改善していくことが急がれます。

## (6) 高校生のための学校プラットフォーム/チーム学校体制の拡充 (●再掲)

少人数学級等の検討は義務教育段階を中心に行われていますが、高校生世代に対しても手厚い支援が必要とされています。

そもそも中学校から高等学校の生徒や家族に関する情報共有の引きつぎが不十分であり、これまでの本有識者会議においても、中学校と高等学校の間に「切れ目」が存在することが指摘されていました。

高校1年段階でもっとも重要なのは入学前からの情報共有であり、早期の教職員や専門職との適切な信頼関係と相談体制の構築です。

中学校と高校の教育委員会間の情報共有体制、またスクールソーシャルワーカーや、学年主任間の引継ぎの体制などを、整備いただくようお願い申し上げます。またこの際に教職員や専門職に過剰な負担がかかることのないよう、人員配置の拡充とともに個人情報保護に十分に配慮しながら ICT 等を活用した効果的効率的な引継ぎ体制の確立が必要となります。

長期休校や、家計収入減少、進路不安などで、高校生やその保護者も強い心身の不安にさいなまれています。

求人状況の悪化、家庭の経済状況の悪化が長期化することも予測される現状においては、就労や修学支援等の各種制度にも詳しい専門家がとくに高校の現場には必要です。

高校中退を防ぎ、そして既卒者含め進路相談体制を手厚くするために、高校スクールソーシャルワーカーの常勤化とスクールキャリアカウンセラーの配置が必要です。

とくに進路多様校においては、スクールキャリアカウンセラーを民間委託形式等の柔軟な方式で必置化し、教員やスクールソーシャルワーカーとの連携をはかるだけでなく、いったん卒業した高校生も母校で進路相談ができる体制を整えることも重要と思われます。高校生世代の相談窓口が少ない状況を改善することにもつながります。

義務教育段階と同様に、要支援度の高い高校に対する教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置をお願い申し上げます。

#### **(7)文部科学省調査における保護者の社会経済的地位（SES）や子どもの貧困関連設問・尺度・軽視の早急な改善を（○新規）**

文部科学省調査においては、全国学力・学習状況調査では子どもの貧困に着眼した分析を可能とする保護者抽出調査が実施されているものの、その他調査においては、子どもの貧困対策に必要な保護者の社会経済的地位（SES）や子どもの貧困関連の設問や尺度が他省庁と比較して著しく軽視されていることを指摘せざるをえない残念な状況があります。

児童生徒の不登校・問題行動調査、教育課程実施状況調査、学習指導要領実施状況調査等の主要調査や教育関係調査においても、保護者調査の平行実施や学校の要保護・準要保護率等、保護者の社会経済的地位（SES）や子どもの貧困状況に関する設問と尺度を必須化していただくようお願い申し上げます。

格差貧困関係の変数を用いた分析がなければ、子どもたちの学力差や意欲格差、家庭でのデジタル環境格差の適切な現状把握と改善策に結び付きません。逆にいえばこうした分析が不可能な調査は、子どもの貧困対策の視点からは租税の浪費とも指摘できます。

この指摘を重く受け止めていただき、早急に文部科学省および国立教育政策研究所をはじめとする関係機関での取り組みを強く求めます。

## 4. 子どもの貧困対策の抜本的な財源・組織体制拡充

### (1)子どもの貧困対策のための財源確保を（○新規）

1. に述べました児童手当、児童扶養手当の拡充等で最低でも年 5000 億程度は経常的に必要になると推定されます。この財源を確保しなければ、低所得世帯の子どもへの所得再分配の改善はありえず、子どもの貧困問題の抜本的な改善はありません。

所得逆進性の高い消費税ではなく、所得課税、資産課税、法人課税等を含め、貧困状態の子どもの状態を改善するための財源確保の検討も、政府にお願い申し上げます。

### (2)子どもの貧困対策を支える人材の確保（●再掲）

#### ①スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの常勤化・待遇改善と適格者確保

教育の質の改善だけでなく、児童生徒の家庭での生活が安定しなければ学習意欲の改善や、継続的な学力の保障には結びつかないことから、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職の常勤化と人員配置拡充も重要です。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに資格保有者は多いですが、ほとんどが非常勤職であり、勤務条件の悪さゆえに、優秀な人材を継続確保することが難しい状況にあります。

スーパーバイザー等の専門性の高い人材から常勤化をし、優秀な人材を確保するとともに、学校現場の配置ニーズに対応しきれない自治体も多いことから、人員配置拡充が急がれます。

すでに子供の貧困に関する指標として「スクールソーシャルワーカーの対応実績のある学校の比率」、「スクールカウンセラーの配置率」も採用されていますが(子供の貧困対策に関する大綱, p. 27)、支援の質の向上をはかるために専門資格の保有者比率、常勤雇用を行う自治体数、学校内連携担当教諭の設置やスクリーニングシートの活用等による効果的な支援活動の展開などの視点からの検証も重要になります。

あわせて厚生労働省で検討されているスクールソーシャルワーカーを含む子ども支援専門資格について意見を申し述べておきます。スクールソーシャルワーカーは子どもだけでなく保護者の支援や、学校・教育委員会等と連携した環境調整も職務に含む専門職であり、社会福祉士や精神保健福祉士養成で重視される広い専門性が重要です。今後の配置拡充や常勤化にともない適格者確保もいま以上に必要になってきます。子ども支援職のみを国家資格等で囲いこむことがスクールソーシャルワーカーに求められる職務遂行や適格者確保のうえで、本当に必要な選択なのか、厚生労働省には慎重な判断を求めます。

## ②生活保護制度等の支援制度の適切な運用や生活再建支援のための自治体常勤公務員・ケースワーカー増員を（○新規）

子どもだけでなく保護者の生活を含めた家族の生活基盤が安定しなければ子どもの貧困問題の改善は進みません。

この際に、生活保護制度等をいまだに利用させようとしない、いわゆる水際作戦を展開する基礎自治体が存在することが、障壁となっています。自治体窓口担当者の心無い対応に傷つき支援から排除される困窮子育て世帯の相談も支援団体には寄せられています。

また生活保護制度等の利用者が、生活再建のための支援制度につなげられない状況も懸念されます。

これらの状況は、基礎自治体やケースワーカーにのみ責任があるのではなく、自治体レベルでの人員不足が招いた、行政の機能不全現象です。

とくに子どもの貧困対策や生活保護は、子どもや家族の重大な個人情報扱うものであり、継続支援も必要なことから民間委託や雇用形態の不安定な非正規公務員に依存すべき課題ではありません。厳しい社会状況のもとで増大した行政の業務量にみあった、常勤公務員の雇用と育成により、基本的人権を尊重し、生活の安定や再建につながる質の高い行政支援を遂行するためにも、自治体常勤公務員の定員を拡大し、ケースワーカー増員も必要です。

厚生労働省はじめ関係省庁、総務省にも対応を強く要望いたします。

## (3)子供の貧困対策等を重点化するための行政組織（いわゆる子ども庁）の設置に際しては、子どもの権利実現のための基本法、専任大臣設置・財源拡充・人員拡充の実現を（○新規）

閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日）では、子供の貧困対策を含めた子どもの課題に重点的に取り組むための行政組織（いわゆる子ども庁）の検討が政府で進められる方針が明記されています(p. 18)。

大変重要な方針でありますので、子どもの貧困対策の推進のために以下の条件で実現されるべきことを指摘しておきます。

まず子どもの貧困対策の推進に関する法律でも明記されている子どもの権利を実現するための基本法成立が必要になります。子どもの貧困対策は、排除的な学校教育の改善、虐待問題の改善、学校外での居場所保障や安心できる大人との関わりなど、多くの分野にまたがる複合アプローチが必要です。そのすべてにおいて子どもの最善の利益の実現や意見を表明し尊重される権利をはじめとする子どもの権利が実現されることが、子どもの貧困問題の解決の必要条件となります。

また専任大臣設置は必要です。歴代の子どもの貧困対策の担当大臣（少子化担当大臣）は、所掌する政策課題が非常に多く、多くの職務の中で、子どもの貧困対策にも真剣にお取り組みいただいていることを信じておりますが、子どもの貧困問題含め厳しい状況の子ど

もの生活や学び、心身の健康等のウェルビーイングの改善には専門行政と政府の総合調整機能の確立・拡充が必要であり、専任の大臣が設置されることにより、子どもの貧困対策も加速し、子どもたちに大きな利益をもたらすことを期待します。

最後に指摘しておきたいのはこれまで述べてきたように、財源拡充・人員拡充の実現は、国・地方ともに急がれることであり、いわゆる子ども庁においてこれが実現されなければ、有効な政策の立案実施が不可能であることも、強調しておきます。

法律職だけでなく、子どもの貧困対策の支援者や専門家の登用とあわせ、データ分析の専門職拡充も必要です。子供の貧困対策に必要なデータ収集と分析、政策効果も検証しながらの政策改善が行われる体制整備が重要です。